



## 保健福祉課・住民生活課より

### 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の一斉更新のお知らせ

現在お手持ちの保険証の有効期限は平成29年7月31日までです。8月からの新しい保険証を郵送します。

#### 【郵送時期・方法】

平成29年7月下旬までに同一世帯加入者をまとめて、世帯主様宛に「特定記録郵便」で郵送します。

#### 【保険証が届いたら】

保険証は一人一枚、台紙に張り付いています。記載事項に間違いがないかご確認のうえ、台紙からはがして平成29年8月1日から、大切に使用してください。

有効期限が過ぎた保険証は、同封の返却用封筒に入れて、自治会長さん宅へ持って行かれるか、

直接、役場本庁保健福祉課または支所住民生活課へ返却してください。

#### 【注意事項・その他】

- ・住所が町外のマル学保険証が交付されている学生さんは、役場国保窓口で更新申請が必要です。在学証明書をご準備ください。(本年度4月に提出された方は不要です)
- ・国民健康保険以外(後期高齢を除く)の健康保険等に切り替えて、役場へ届出をされていない方は、二重加入となっていますので、早急に国民健康保険をやめる手続きをしてください。(詳細はお問い合わせください)
- ・滞納があると、郵送されず別途通知のうえ役場にて納税相談により交付となります。

お問い合わせ先 本庁 保険衛生チーム ☎ 22-3041 支所 民生チーム ☎ 25-2511

### 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

#### 【特別弔慰金の趣旨】

戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給するものです。

【支給対象者】 戦没者等の死亡当時のご遺族

【支給額】 額面25万円(5年償還)

【請求期限】 平成30年4月2日まで



お問い合わせ先 本庁 福祉チーム ☎ 22-3042 支所 民生チーム ☎ 25-2511

### 無料の歯科検診を受診しましょう

歯周病は、口腔内に限らず、ほかの病気とも密接な関係にあります。

お口は健康の入り口です。年に1度は歯科検診を受診しましょう。

また、現在治療中の方や定期的に健診を受けている方は、保健福祉課へご連絡ください。

【対象者】 今年度、40歳、50歳、60歳、70歳になれる方

【受診期間】 平成29年5月～12月まで

【診察料】 無料(ただし、治療の必要がある場合の治療費は有料となります)

【受診方法】 指定の歯科医院へ直接予約してください。

【持っていくもの】 無料歯科検診受診券・国民健康保険証・問診票・歯ブラシ

【その他】 詳細については、郵送してある「無料歯科検診の案内」をご覧ください。

お問い合わせ先 本庁 福祉チーム ☎ 22-3042 支所 民生チーム ☎ 25-2511